

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十八号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別		
その他の職員	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	七、八五四人	一、三六四人
	県立及び市町村立の特別支援学校		四、七二二人	五二五人
	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）		九、六八九人	五一四人
	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）		一七、二八一人	一、〇二五人

附 則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、八五四人」とあるのは「七、九一七人」と、「九、六八九人」とあるのは「九、七九三人」とする。